

多重債務、整理検討を

生活費が足りない、リストラや倒産により失業した、ギャンブルに依存してお金を使ってしまった、クレジットカード利用金額が考えていたより高額になってしまった。さまざまな事情により、返済に必要なお金が準備できないときは、どうしようと考えますか。借り入れを行い、それを返済するための新たな借り入れを繰り返すと、いつまでも返済が終わらないという悪循環に陥ることになります。

▼体調を崩し、働くことが困難になり収入が減少した。消費者金融でお金を工面しているが、返済が滞り、これ以上借りることができない。(50歳・男性)

▼自分の25歳の子どもがギャンブルに依存しており、消費者金融から借金をしている。督促状が届いており、肩代わりしていたが、私にはもう支払うことができない(51歳・男性)

▼クレジットカードを複数枚持っている。クレジット決済の返済のために、別のクレジットカードでキャッシングして支払うことを繰り返していた。クレジットの利用限度額に達したため、キャッシングができなくなり返済することができなくなってしまった。(32歳・女性)

返済に追われることによって精神的にも追い詰められ、冷静な判断がつかなくなることもあります。独りで問題を抱え込まず、生活を立て直すために債務整理を検討されてはどうでしょうか。

債務整理に関しては、法律の専門家である弁護士に相談することが、解決の近道です。

岐阜県県民生活相談センターでは、毎月1回法律の専門家による無料の法律相談会を開催しています。また市町村や県の相談窓口からは、県弁護士会の多重債務相談担当弁護士を紹介しています。家族に知られたくないなどの事情がある場合でも、相談内容の秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。